

業庫第44号  
平成29年5月30日

代理店委嘱先金融機関  
歳入代理店委嘱先金融機関等  
委託国庫送金依頼先金融機関等  
国庫金当座振込事務取扱金融機関  
国債代理店委嘱先金融機関  
国債元利金支払取扱事務委嘱先金融機関等

御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店等事務にかかる個人情報取扱に関する手続」  
の一部改正に関する件

代理店事務等につきましては、平素より大変お世話になっております。

さて、日本銀行代理店等事務にかかる個人情報の取扱いについては、標記  
手続に基づいて実施していただいているところです。

今般、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第51号）による「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）の一部改正に伴い、標記手続を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしました。

なお、本件改正に伴う事務の変更はございませんので、念のため申し添えます。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課総合企画グループ 松本

TEL03-3277-1513（直通）

以 上

「日本銀行代理店等事務にかかる個人情報の取扱に関する手続」  
中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. この手続の適用

日本銀行の代理店委嘱先、歳入代理店委嘱先、歳入代理店事務復託先、歳入代理店事務復々託先、委託国庫送金（預貯金口座または振替口座への振込を含む。以下同じ。）事務委嘱先、委託国庫送金事務委嘱先の代理人、国庫金当座振込事務委嘱先、国債代理店委嘱先、国債代理店事務復託先および国債元利金支払取扱事務委嘱先（以下「委嘱先等」と総称する。）は、この手続により、代理店、歳入代理店、委託国庫送金、国庫金当座振込、国債代理店または国債元利金支払の事務（以下「代理店等事務」と総称する。）にかかる個人情報（~~生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）~~）「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を取扱う。

- （書式例）【記載例】中、（注4）を横線のとおり改める。

（注4） 監督官庁宛報告書で代替することも可能です（「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」＜平成1929年103月131日付・個人情報保護委員会事務局・金融庁＞における別紙様式1・別紙様式2＜個人情報漏えい等報告書＞参照）。